

明治大正時代に於ける

内務省直轄道路橋梁工事に就て

池本泰兒

内務省土木局の設置

明治六年十一月内務省が設置せられ、明治七年一月九日

國道の認定

に大藏省中の土木寮が廢せられ内務省中に土木寮を置き二等寮として、道路橋梁堤防の造築修繕の事を分掌することになつた。

明治十年一月十一日内務省に土木局を置き、事務はすべて土木寮の章程に照準し執行することになり、明治十九年七月十二日土木監督署官制を定め、内務省直轄の工事及び府縣土木事業監督のため全國を第六區に分ち、一區毎に土木監督署を設置したが明治二十七年十月一日に到り、此の

官制を改正して土木監督區となした。(之れ以後は略す。)明治九年六月に全國の道路を國道、縣道、里道の三種に區別した。國道は東京より各開港場に達するもの、東京より伊勢宗廟及び各府各鎮臺に達するもの、東京より各縣廳に達するもの及び各府各鎮臺を拘聯するものと云ふのである。然かもこの國道には更に等級があつた様にもある。

明治十八年八月には國道の等級を廢し、其の幅員は道路四間以上、並木敷設拔敷を含せ三間以上總て七間より減少ならざる様に規定せられてゐる。

明治二十年に東京より鎮守府に達するもの及び鎮守府と
鎮臺とを拘聯するものが更に追加認定せられた。

○各々認定せられた路線も私には判然しない。明治四年七月
に諸藩を廢して一様に縣となし、ついで大いにその管域
を整理分合して全國を三府七十二縣とし、明治五年九月琉
球を藩となして、尙北海道開拓使を入れて、一使三府七十
二縣一藩となつたものを其の後數次の整理分合廢置を経て
明治二十一年十二月香川縣が置かれたのを最後として現今
の一道三府四十三縣となつたので、明治九年に國道が認定
せられ、縣廳が隨分移轉せられたのであるし、又師團など
も出来る様になつたのであるから、國道の路線も相當改廢
があつたのでないかと思はれる。

大正八年四月に現行の道路法が制定せられる前には、國
道は六十線あつた。其の總延長は二千百七十一里二十六町
十一間と云ふことになつてゐる。

直轄及び補助に依る道路橋梁工事

直轄工事としての第一番目は明治八年に大川橋（今の東
京、吾妻橋）と兩國橋とが架設せられた。今は吾妻橋は國

道でない。兩國橋は現在國道である。之等は國道として改
修せられたものでなく東京四大橋（大川橋、兩國橋、永代
橋、新大橋）の改築として計畫せられたものなのである。

第二番目が明治十三年から十八年までかゝつた清水越新
道開鑿工事である。これは群馬縣と新潟縣とを結ぶ道路で
現在は國道でないが、當時は明確に國道であつた。

第三番目が大正十年から十三年までの間に四號國道埼玉
茨城兩縣界に施工せられた利根川架橋工事である。

國庫補助で改修せられたのは、明治十四年に國庫補助の
制が定められて、國道府縣道入れまぜて明治十四年から大
正五年度までに及んでゐる。其の金額を擧げて見るならば

明治十四年	一一、〇〇〇圓	十五年	一四四、一一一圓
十六年	一二四、六七七圓	十七年	三九〇、四二二圓
十八年	三三一、三三八圓	十九年	三七二、三一三圓
二十年	二七一、〇〇三圓	二十一年	二九三、三三六圓
二十二年	三五二、五六四圓	二十三年	二七一、七六四圓

たと云ふばかりである。

二十四年 一八二、九三六圓 二十五年 六九、九七四圓
 二十六年 七一、一四一圓 二十七年 三七、三三四圓
 二十四年 六、〇六九圓 二九年 一二、〇〇〇圓
 三十年 一二、〇〇〇圓 三一年 一二、〇〇〇圓
 三十二年 一二、〇〇〇圓 三十三年 七一、七〇八圓
 三十四年 一〇一、七〇七圓 三十五年 一八六、六〇〇圓
 三十六年 一八、六〇〇圓 四十年 六三、〇〇〇圓
 四十一年 九一、〇〇〇圓 四十二年 五四、〇〇〇圓
 四十三年 一七六、〇九二圓 四十四年 一一八、二六〇圓
 大正元年 二五二、六八七圓 二年 一三八、一二一圓
 三年 一〇三、三六一圓 四年 三三、二八七圓
 五年 一七八圓

書き舉げて見ると、

〔淺草誌〕 云、大川橋は花川戸町より本所中の郷へわたす。長八十四間、幅三間半、橋杭八十四、掛け渡しの發起は花川

戸町伊右衛門といふもの也。其の子五郎右衛門相續で請負人と定む。五郎右衛門が起したる覺書の略左の如し。

一、橋新規掛け渡し儀初面明和六丑四月九日、依田豊前守様御番所へ御願ひ申上置候處、同八年八月中御役替に付曲淵甲斐守様御番所へ御願上、追々御糺の上安永三年五月五日、新規掛け渡し松平右近將監様御差圖にて被仰付、同年十月十七日皆出來、御見分相濟、同日往來渡り初の事。
 但大和國老人渡り初扱と申事、一向無之候。
 又私が此處で述べやうとしてゐるのは、直轄工事に就てであるからである。

大川橋(今の吾妻橋)架橋工事

直轄工事としての大川橋に就て私の調べ得たことは、工

費二萬六千百四十一圓を以て明治八年六月十七日に竣工し

事。

- 一、橋長、高欄通八拾四間。
- 一、同幅、板木口より木口まで三間半。

但東橋と申義者、世上にて掛け渡し迄の間に風説いたし候事。

- 一、享和二戌年七月二日掛け渡し初以来、初て橋中程四十間程流失候

一、右橋掛け渡し棟梁名前、京橋南ぬし町大工金兵衛。

一、安永四未年正月十三日、公方様初而渡御被爲遊候事。

一、安永七年亥年五月十三日、大納言様渡御被遊候事。

一、寛政九年巳年二月十三日、公方様渡御被遊候事。

辰 七 月

制 札

此橋の上より船の内へつぶて一切打べからず。若相背族あらば可爲曲事者也。

午 十 月

奉 行

此橋の上におるて晝夜にかぎらず往事の輩やすらふべからず。商人物もらひ等とどまり居べからず。若相背族は曲事たるべきもの也。

安永三年午年十月

奉 行

定

右の通取立可申事

午 十 月

又淺草誌には『大川橋は當時四大橋の一にして町人が私費二千三百七十一兩を以て架設したるもの故に橋錢を徴して經濟を維持し、後菱垣廻船問屋の三橋會所之れを負擔し天保十三年以降官費となり爾來町會所積立金を以て修繕架換の費用を代辦し、三橋附屬地及び其の助成地の地代を以て之を辨償せり』ともある。處で帝都復興計畫に依つて最近東京市に依て架換へられた以前の吾妻橋は、プラット型鋼構橋徑間一六〇呎九六、のもの三連のものであつた。總延長八一間五、幅員七間六七、工費十三萬六千八百四十二圓原口要、野村龍太郎の兩氏が設計せられ、東京府技師原龍太氏主として工事を擔當し、明治二十年十二月に完成した

大川橋渡船

一、町人、百姓 壱人より貳錢

ものである。鋼材供給は米國より受け製作は石川造船所である。

之れ等を考へて見ても、直轄工事でやつたのは、木橋であつたらうと思はれる。野村氏は現在東京に居られるから夫れ等を是非聞いて見たいと思つてゐる。

ふ。兩國橋は丁酉の年(明暦三年なり)江戸大火事の時、下町の者ども風下をのがれんと、淺草の見付へと車長持惣て道具を引のけしが、道つかへて數多の人燒死たるを不便に思召、もし重大な火事ありとも、人の損せざるやうにてかけさせらる。

(中略)

兩國橋架橋工事

之れに就いても吾妻橋と同様に私は甚だ僅かしか知らない。即ち工費一萬九千百七十七圓を以て、明治八年十二月十二日竣工したと云ふだけである。

今『御府内備考卷之七』に載つてゐるものから工事に關するものを擧げれば次の様なものである。

兩國橋 吉川町より本所尾上町へ通ぜり。此橋萬治三年庚子

に初てかゝれり。(案に、二年にかけそめ三年に成しならん。

下に見えたる米澤町名主喜左衛門の記録に、寛文二年新に出來しと書しは誤なるべし)その頃はまだ大橋と唱へしよし。長九十四間、後に九十六間となれり。本所は古へ下總に屬せし地なれば、その因をもて兩國橋と名付られしといふ。〔紫一本〕に云

右兩國橋、寛文元丑年初て新規に出來。其節御普請奉行は芝山權左衛門、坪内藤左衛門兩人え被仰付、二ヶ年相掛け橋出來し候。町棟梁大工助右衛門、傳左衛門と申者之由。其以後天和元酉年橋掛け直し御普請有之、此節御手傳眞田伊賀守、爲奉行松平采女、舟越左衛門被仰付、矢之御藏南脇假橋懸り申候。此假橋蹟之義當時元兩國と諸人申傳候所のよし、然處御材木出方不足にて橋出來不仕、依て御手傳伊賀守は奥平大膳太夫え御預奉行采女左衛門兩人は閉門被仰付候。其後の御普請元祿九子年迄十五年の間假橋を相用、假橋修復等は伊奈半左衛門方にて申付候よし。

右の趣、米澤町名主喜左衛門書付差出候に付記置。

一、元祿九年子三月御普請有之。此節御普請之義町奉行え被仰付、奉行として川口攝津守組與力長岡金右衛門、植竹傳太夫、下役同心野村彌兵衛、大久保彦右衛門、永澤四兵衛、能勢出

雲守組與力勝田八右衛門、平塚伊右衛門、下役同心太田吉

右衛門、山本兵太夫、早乙女清助、町年寄喜多村彦兵衛、棟梁西井儀平、山村吉兵衛相勲、其節の御普請奉行立合候。同

年九月六日橋出來以後は本所奉行致支配候。

一、元祿十六年十一月二十九日、橋西之方半分程燒失。此節伊奈半左衛承りて橋掛け續き有之候。

一、享保三戌年御修復有之。此節御作事奉行掛りにて、小細工方より御普請有之候よし。

(下略) この後は享保十九年に修復した時の見積りがこまぐと書いてある。相當繁雑になるから略した。

處で目下東京市にて架換へしてゐる兩國橋の以前のものは、明治三十七年九月に竣工したもので設計施工者は、原龍太氏、金井彥三郎氏、安藤廣之氏であつて、プラット型曲弦鋼構橋で全長八一間五(徑間は兩側二連は一六二呎九七、中央徑間は一九九呎一九)、幅員は七間六七で工費は三十萬一千五百八十一圓であつた。

之れに依て見ても矢張り直轄工事のものは、木橋であつたらう。明治八年から明治三十七年迄其の木橋が持つて居たものか又途中架換へられたものかはわからない。

清水越新道開鑿工事

清水越とは最近開通した省線上越線の清水隧道の部分である。上越線が出來てから、上野新潟間に於て、信越本線廻りと比較すると、上越線は、距離に於て九十八杆、運轉時間に於て約四時間を短縮し、又磐越線廻りのものと比較すると、上越線は距離に八十四杆、時間にして二時間四十分の短縮となると云はれてゐる。

又上野秋田間に於ても上越線は一時間の短縮になると云はれ、上野酒田間に於ては、二時間乃至五時間の短縮になると稱せられてゐる。故に此の上越線は東北地方の一大幹線になるであらうと云ふのである。

即ち東京から、東北地方の日本海岸方面に行くには、此の清水越の路線は相當考慮の價値ある路線なのである。

大正八年道路法の制定前までは、此の路線は國道に認定せられてゐた。尤も東京より新潟に行くものは一本あつた。即ち第五號の東京より新潟港に達する路線として、延長は

東京四里五町三三間、埼玉二十里十五町五間、群馬十四里十三町二六間、長野二十八里十一町五十八間、新潟四十三里十町三十八間、合計百十一里二十町三十九間、第八號の東京より新潟港に達する別路線は、其の延長、群馬縣一部第五號を重用して、其の先を群馬二十一里二十二町二十一間、新潟三十八里八町三十八間で、東京よりの總延長八十里三十五町十二間である。

この清水越を通る國道は後者即ち第八號路線である。第五號の方は現在九號國道、十號國道、十一號國道及び府縣道直江津新潟線の一部宛を縫ふてゐるものである。即ち此の清水越の方の路線は道路法が制定されて國道が新しく認定された時に捨てられたのである。明治十三年から十八年まで六ヶ年の歲月を要し高崎から長岡までの延長四十五里餘、幅員三間に直轄施工せられたものが、全く放棄せられてしまつたのである。

今日其の道路上の高崎長岡間を歩いて見るのに、清水越の部分を除いては幅員と云ひ勾配と云ひ立派なものだ。長

岡新潟間の現在の貧弱なる國道の状況を見ても、此の直轄工事が、全然新らしい線路を選んで大決心の元に改修したものであるかどうかる。唯清水越の峠の處は、毎年甚だしい積雪のために交通が朴絶し、又其の雪溶けの際に處々崩壊し然かも修繕しなかつたものだから改修當時は立派な幅員及び勾配を持つてゐたものが、今では、全く荒廢し交通は朴絶してしまつてゐる。之れを修繕をしなかつた理由は其の後鐵道信越線及び磐越線が敷設せられて大量貨物の輸送が全然鐵道に依る様になり、且つ一般旅客も亦鐵道に依る様になつたのであるからで、又この間の局部的交通とてもないのであるから遂に荒廢に委ねられたのである。然しそれに自動車交通が盛んになつて來るとすれば、若し近來の様に自動車交通が盛んになつて來るとすれば、若し直轄改修當時の様な道路であれば、立派な幹線道路となつてゐたであらう。だが冬期に於ける積雪は大したものであらうから相當の雪覆を設備しなければ、冬期は殆んど交通は出來ない。

今この清水越道路の沿革を述べて見ると、先づ天正慶長

の頃から間道としてはあつた様である。この時を直越とも

明治十三年 一、六五四圓 十四年 三八、六二七圓
十五年 四五、四一七圓 十六年 九一、三九七圓

稱し湯檜曾は犬伏とも呼ばれてゐた。天正十年藤田能登守信吉が、沼田より戸根川に沿ふてこの直越を越へて志水谷

十七年 一一八、二五九圓 十八年 五一、六六一圓
此の他に沿道寄附金として十八年度に二千八百四十六

明治六年には、熊谷縣令河瀬秀治が清水越新道開鑿の工事を起し、明治七年十月より開通したのであるが路幅六尺に過ぎなかつたと云はれてゐる。

明治六年河港道路修築規則制定の際、此の路線が一等道

路に認定せられ、其の後明治九年大政官布達を以て國道に認定せられたとある。

直轄工事としては、明治十一年に之れを測量し、明治十

三年起工明治十八年に至つて全通したのである。高崎長岡

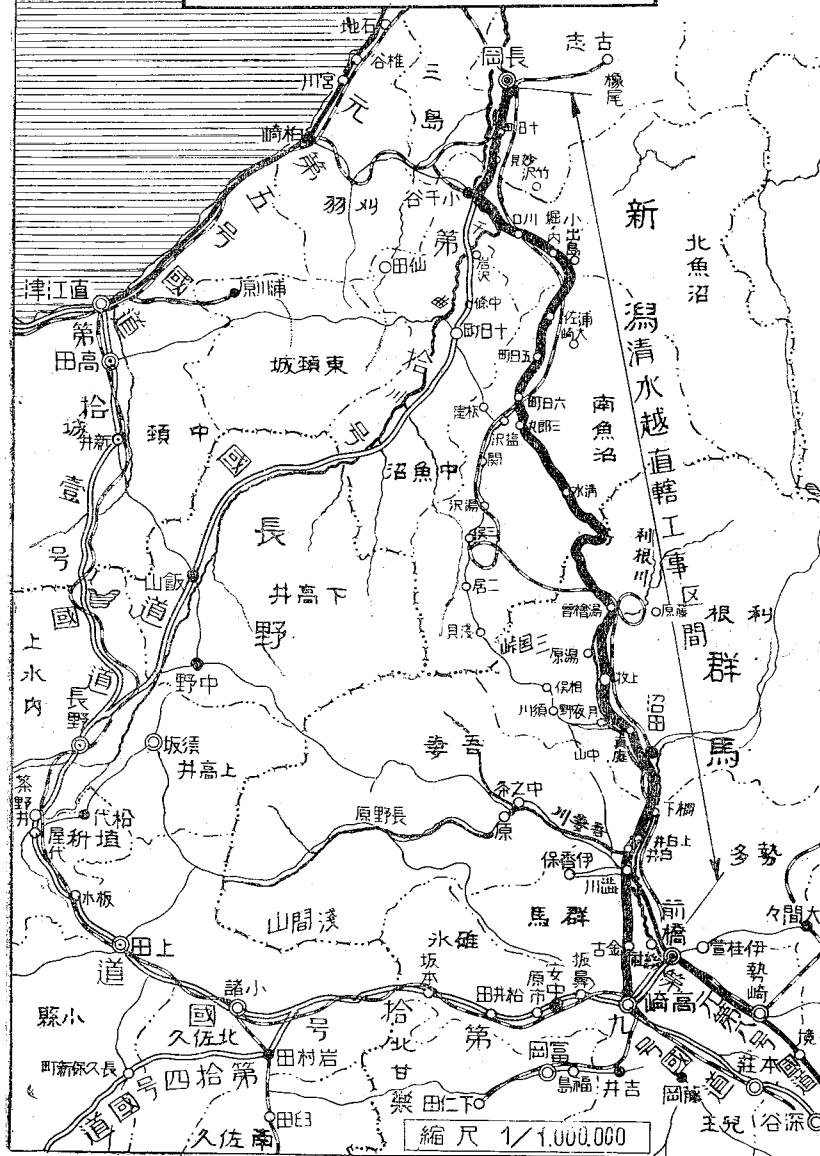
間四十五里餘、幅員三間、平均勾配四十分一であつて當時模範的道路と云はれたものである。工事に際しては、沿道耕作民の反対及び幾多の難工事に遭遇したのであつたが遂

に六ヶ年の日子と工費金三十五萬九百三十六圓を費し完成したるものである。工費の支出年度は、

工事は内務省直轄として、利根郡水上村大字湯檜曾に土木局出張所を設置し、工事監督は斯界に名ある宮之原誠蔵氏であつた。

開通式は明治十八年八月十九日執行せられ、式場は湯檜曾及び國境に設けられた。臨場せられた方は、北白川宮殿下、山縣内務卿、山田司法卿、三浦陸軍中將、森、揖取兩元老院議官、内務司法秘書官、三島土木局長、群馬縣令、新潟縣令其の他關係官公署の人達で、一行は馬車三臺人力車百餘輛、守衛の警官百名等空前の盛儀であつたと傳へら

清水越直轄工事箇所圖



れてゐる。

山縣有明内務卿

揖取素彦元老院議官
中村内務秘書官

式は宮殿下の令旨、當局大官の工事報告、各大官の祝辭等あり、尙式場にて祝宴が催された。餘興としては花火、又千百の提灯を吊し不夜城の如き盛觀を呈し之れを觀んと

常盤屋宿泊（阿部要吉宅）

して遠近より集まれる老若男女は數千に及び其の盛觀、其の雜沓、今尙語草になつてゐる。

三浦梧樓陸軍中將

宮殿下御一行は其の日湯檜曾に御一泊、翌日未明に御出

森有造元老院議官

發正午國境に於て御晝食の上新潟縣に入り六日町に御宿泊

阿部傳吉宅宿泊

遊ばされた。

篠原五郎新潟縣令

其の時の湯檜曾での宿割は次の通りであつた。

本家宿泊（阿部儀十郎宅）

北白川宮能久親王殿下

三島通庸土木局長

佐藤與三群馬縣令

石井司法省秘書官
中村大藏大書記官

福田屋宿泊（阿部寅松宅）

開通式は隨分盛大であつた。之れを見ても、國が如何に力を入れて居たかが思ひやられる。

次に工事の内容を述べるが夫れには當時の新聞記事の寫しを擧げて見る。新聞名も日附けも判然しない。唯其の記事を出して居たのが報知朝野新聞、東京横濱日々新聞、日報社とであつたと云ふから其のうちのものであらう。

『上越國境清水新道は去る明治七年有志者發起新道改設に着手せしも、如何せん工費充備せざるを以て中止せり。元來該路線は峻阪狹隘凸凹にして人馬跋涉に難く、殊に冬季に至りては、積雪に遮斷せられ、物産交通五市殆んど梗塞

に歸せんとす。政府此の缺點を憂ひ、目下財政節減の際と雖も、三十有餘萬の金圓を拠たれ、特に内務省に命ぜられ更に路線を變換延伸し、群馬縣下上州高崎より新潟縣下越州長岡に達する新道開鑿の大舉あり。爰に其の線路を略記するに、群馬縣下西群馬郡高崎驛より起り同郡飯塚村、金古、濫川の兩驛、上白井村及び利根郡沼田町間眞庭村等を經て、湯檜曾村に至る。而して高崎驛より上白井村の間は其の距離凡そ六里餘にして湯檜曾村を去る凡そ十里餘、又同村は（湯檜曾村は清水越の麓に地位を占め、而して同村より山嶺の高きこと三千尺餘と云ふ）上越國境を去る凡そ七里餘にして群馬縣の管轄に屬する車道の全延長二十三里餘、而して新潟縣下に於ては、國境より南魚沼郡清水村の間に凡そ七里餘の道程あり、又同村より六日町に至る一里餘の距離ありて同町は長岡を距たる十三里餘なるを以て、新潟縣所轄に屬する全長二十四里餘なりと云ふ。故に、兩縣下の間に開鑿せらるる馬車道の全延長は凡そ四十七里有餘にして其の間峻坂を除去し、岩石を鑿平し、或は溪谷を埋め、大

橋を架し、専ら平坦を要して車馬往來に便にし現に内務省土木局の官員及び群馬新潟の兩縣官の出張ありて、沿道には同局の出張所を設け、既に客年六月より工事に着手し、爾來風雨雪積の際と雖も、百折不撓共に該事業に從事し、上毛地方は過半開鑿を了へ、漸次國境の嶮を開き北越地方に着手せりと云ふ。該事業の功を竣るに至ては、雷に行政のみならず、物産交通互市至便豈尠少ならんや。實に國家の鴻益にして兩縣下の人民は居乍らにして、一大幸福を蒙り、就中沿道町村の如きは又直接の利益を得るは一層の幸福にして、前條國家鴻益の趣旨を體認し北越地方は勿論上毛地方も利根勢多の兩郡及び西群馬郡吾妻川（吾妻川は上流を上信國境鳥井峠に發し東流して利根川に合する急流の大川にして從前舟橋或は渡船を以て往來の便に供し來りしも、今回該河岸を開鑿し凡そ六十間の石橋を架設せらるると云ふ。）以北の町村は疾く新路線の敷地を寄附し或は納金等を爲し、奮て此の美舉を贊成する者既に何百人の多きに及ぶ。然るに同川以南に至つては、今日迄聞く處に據れば

寥々として、三ヶ村三人に過ぎずして潰地の如き概して券

面買上げを願ひ出でたりと。然れども目下其の工費寄附協議中の由、沿道居ながら直接幸益を受くる者さもあるべきことなり。嗚呼實に一大快事ならずや。』と。

今日處々でやつてゐる直轄工事の状況を考へながら之れを讀むと實際其の工事の有様も目に見える様な氣がする。

路線に就ては、附圖を參照されたい。内務省から主任技術官が出張し、且つ兩縣の技術官の應援を得て工事を實施せ

る様子も今日と同じことである。尙測量も縣の應援を得てやつてゐる様である。それも面白いことだと思ふ。内務省の主任技術官は宮之原誠藏氏であり、新潟縣から來られた人には九等屬宮北之詳氏及び十七等出仕赤井源六氏等が居られる。群馬縣よりは白石十等屬等が出られてゐる。

今此の工事に關する測量、製圖、工事監督に關する之れ等の方々の書狀の二三を擧げて見る。これは本工事現場員と、新潟縣土木課との間に往復した書類の一部である。

其の一 清水越新道測量費立替方内務省土木局長より依

頼に關するもの。

今般清水越新道測量として、内務省七等屬傍士正景清水村へ出張の處、官費持參不致に付、過日石井局長より御本縣え及御依頼候人足賃金當分御立替の内より仕拂致吳候様依頼有之、尙右人足賃精算には不至候へ共、追々渡方にも相成、測量方には入費内勘として別紙の通り御渡被下度、依之造成者脚夫申付遣候間可然御取計ひ相成度此段申進候也。

明治十二年十一月十日

清水村出張 宮北之祥

(東堀通六番町小松屋昌平方へ止宿)

本縣土木課御中

御 屬

南魚沼郡三郎丸村

高橋 幸八

私儀今般同郡清水村御出張御官吏宮北之祥殿よりの御用狀持

依て御書狀相添御届申上候也

明治十二年十一月十三日

右 高橋 幸八

御本縣土木課御中

證

右之通殘金返納仕候也。

明治十二年十二月十七日

一金三百圓也 外に御用狀一通

右御用金御渡相成、正に奉受取候。歸村の上直に清水村御出張
宮北之祥殿へ無相違御渡可申上、仍て受取書奉差上候也。

明治十二年十一月十四日

南魚沼郡三郎丸村 高橋幸八

本縣土木課御中

其の二 内務少補及び土木局長出張に關すること。

本月二十六日宮之原誠誠群馬縣官壹名湯檜曾村出立、南魚沼

今般御申越相成候清水越新道測量人夫賃等操替方、其筋より依
頼に付、別金三百圓假支出取計ひ御差越の脚夫へ正に相渡し候
條、御落掌の上可然御取計相成度此段及御回答候也。

明治十二年十一月十四日

本縣土木課

清水驛出張御用掛宮北之祥殿

本縣土木課御中
明治十二年九月十九日
御用掛 宮北之祥
には取繕ひ方、村方にて心配有之様致度候、右入費は内務省よ
り御下渡の積りに付、清水村戸長へ申出取計候、且郡役所へも
心得に通知致置候此段申進候也。

一金三百圓 清水越新道調取調に付入夫
記

賃金等に諸入費内務省土木局へ立替申請求高

内金六拾圓七十二錢六厘 人足二百二十四人五分賃金并に旗仗

立製圖及郵便稅仕拂高

引殘 金二百三拾九圓二拾七錢四厘返納高

其の三 宮北御用掛管外出張伺出に關するもの。

清水越新道調之義、宮之原は晝夜勉勵之處、案外の積雪と相成

爲に何分手廻り兼ね、距離測量并に見取繪圖認め方依頼、製圖方一人雇上げにて精々被急候得共、未だ早急皆出來に致兼ね、尙宮之原にて所々手を度入候所も有之候へ共、上州方未だ調べ残り多分に有之、兼て局長殿より御沙汰も有之、本年中には何れも大成不致候ては、不都合にて、當地滯在相成兼ね、依て上州方へ立越に付ては彼の地迄同行繪圖取調も手傳等依頼有之、右者管外の地に付奉伺候間至急御回答相願度此段御照會候也。

明治十三年十二月十日

本縣土木課御中

六日町出張御用掛 宮北之祥

明治十六年七月十日

湯檜曾村土木局出張所 宮之原誠哉

土木課

九等屬宮北之祥殿
十七等屬赤井源六殿

南魚沼郡六日町郵便局宮内七太郎方

御用掛宮北之祥殿

清水越新道調積雪の爲、測量製圖等抄取不申、依而宮之原より上州方に同行手傳依頼之趣に付、彼の地元出向之義、御伺出承知候。其趣相伺ひ候處、御出向相成候共差支無之趣に候間、此段及御回答候也。

其の四 工事監督者増員に關するもの。

其の後引き續き御苦勞の至りに奉存候。陳ば豫て御承知之通

り定雇人夫募集方廣告致置候處、昨今に至り續々意外に參場、既に千有餘名の數に及び、加之自今出願の者數百名を下らず、從て監督者も多數を要する義に有之候處、則今の局員のみにては迫ても人夫の多數に應じ兼ね候付、當本局より不日五六名來場の筈に候へ共未だ不足にて工事上幾分か不都合も可有之候間若し貴縣御廳の内より兩三名工事見習等の爲め出張相成候様有之候はば、別て都合宜敷候間、可然御縣へ御同合有之候様致度尤も旅費日給等當工費より支辨する義に候得ば、素より本局に綸伺の上ならでは計ひ難き儀に候條、此段一應及御照會候也。

清水越出張宮之原御用掛より別紙の通り、即今該山中工事定雇夫を使役し、事業近々盛大に及び、隨て係官員足兼候折柄、當縣より附屬の者出張相成候様照會有之候に付ては、小官共一應勘考致候處、大工事中長々増員出張命候ては、御人操如何可有之やに存候間、當山中工事中丈の見込みを以て、當分の内本課附屬員二名出張被命候様致度、別紙相添此段申達候間、可然御取計ひの上至急何分御回答相成度候也。

清水村出張 赤井十七等屬出仕
宮北九等屬

本縣土木課御中

からやめる。之れは、新潟縣廳にて目下所藏されてゐるもの
の寫しに依つたのである。

追て山中工事の景況は、當秋中迄、山中路線残り少なく着手

一先づ通行相成様致候、宮之原の見込より手紙の通り、盛に取
り掛け候處、定雇人夫指揮方當時出張員にては如何様盡力候て
も、不行届不得止依頼有之儀に付、御人操出來候へば清水村へ
差付け至急出張相成様致度候、且つ別紙小官共へ送付方幸便に
任せ候趣にて同附彼是延引致候間是又副て申進候也

本 縣 土 木 課

宮北九等屬殿
赤井十七等出仕殿

清水越出張宮之原御用掛より照會の趣を以て御申越の件、委
曲致承知候。因て本日等外三等出仕森長信、雇渡邊重國兩名出
張爲致候條、右御了承有之度此段御回答候也

以上の他未だ四五通往復書類があるけれども繁雜になる

總 り に

讀み難い文章を長々と書いた。本文は本年一月に道路課の淺香、貴地邦兩君と連れだって、上越沿線中里

利根川橋架橋工事

本工事は四號國道利根川に架橋するため、大正十年十一
月から工事に着手されたものである。未だ新しい事である
から大概の方は御承知の事であらうと思ふ。

主任は青木楠男氏であつた。

大正九年末之れが實施設計並びに測量調査を爲して工費
九十五萬二千五百圓（内埼玉縣茨城縣負擔三十一萬七千五
百圓）を以て施工したのである。

常水敷には徑間二百呎、曲弦ワーレン型鋼構四連、左岸
寄り洪水敷には徑間百呎直弦ワーレン型鋼構九連を架設せ
るものである。有効幅員は二十四呎である。

直轄工事とするには大正九年臨時議會の協賛を得てゐる

にスキーパーに行つた時、雪の降り積もつた美しい清水峠の山々を望んで、清水越を改修せられた人達の勞苦を想起し、夫れを各位と共に語り合ひたいと思ひ、尙どうせ書くなら清水越のことばかりでなく、又さう澤山もないものであるから内務省直轄道路橋梁工事としたらと思つて、これを書いたのである。間違ひも澤山あるに違ひない。又私の調べ足らぬ處もあるだらう。こういふ記録は無くなりないうちに、何かに書いて置くといふことは必要なことと思はれるから、誰方でも之等に關する材料をお持の方があつたらお知らせ下さる様お願ひ申し上げる。

宿場役人に就て〔六〕

和田篤憲

四 宿場役人と農民との關係

イ 緒言

書

驛に於ける人馬の不足と助郷村、宿驛對助郷村及農民對宿場役人の紛議の順序に依つて述べたいと思ふ。

抑、宿場役人と農民との關係は要するに宿場對助郷村の關係で、宿場の特殊的な立場は従つて宿驛をば助郷村に對目的と順序とを明かにしたい。即、以下に於ては農民と宿場役人の對立より生じた種々相を見る目的とし、其は宿事柄は、宿驛と助郷村の關係となる以上、多くは個人的の